

COSMOエコ基金  
プロジェクト要領  
(NPO助成型)

---

2024年度

## 項目

1. 当基金について
2. 本プロジェクト(NPO助成型)について
3. プロジェクトの実施期間
4. 応募資格
5. 申請の際に必要な書類
6. 提出方法
7. 申請締切日
8. プロジェクトの決定および通知方法
9. 審査のポイント
10. 活動資金の拠出範囲
11. 活動の報告
12. 活動資金の支払い
13. プロジェクトのフォロー及び評価
14. 活動計画および予算の変更
15. 個人情報取扱契約書への署名
16. 安全基準の遵守
17. 安全保障輸出管理の徹底
18. 反社会勢力排除に関する誓約書
19. 想定を上回る急激な会員減少等が発生した場合
20. 運営協力について

## COSMOエコ基金プロジェクト要領(NPO助成型)

### 1. 当基金について

COSMOエコ基金(以下「当基金」という)は、コスモ・ザ・カード・オーパス「エコ」、コスモ・ザ・カード・ハウス「エコ」(以下総称して「エコカード」という)をお持ちのお客さま、「カーライフスクエア」アプリから寄付をされたお客さま、および「コスモでんきグリーン」ご契約者さま等(以下総称して「COSMOエコ会員(仮)」という)の寄付金とコスモエネルギーグループからの寄付金等を元に、当基金の目的および活動方針(以下「当基金の趣旨」)に基づく活動に対して助成を行います。

#### 【当基金の目的と事業】

当基金は、無限に広がる未来に向けて、地球環境問題に向き合い、地球と人間と社会の調和と共生を図ることを目的とします。目的の達成のため、国内及び海外において、自助と相互扶助の精神に則り、継続して活動に取り組みます。

環境コミュニケーションワード: ずっと地球で暮らそう

#### 【活動方針】

- (1) 多様なパートナーシップにより、気候変動問題を中心とする幅広い社会課題に向き合い、「脱炭素志向の開かれた地域循環社会づくり」に貢献する活動を行う。
- (2) 行う活動は、上記に資する森林保全などの直接的な環境保全活動のほか、参加型プログラムを含む教育・啓発活動、地域の経済的自立や振興に資する活動、先進的・実験的な活動を含む。
- (3) 活動においては、共感、共創、協働を通して、活動が深化し広がることを期待し、開かれたコミュニケーションを重視する。

### 2. 本プロジェクト(NPO助成型)について

NPO助成型プロジェクトは、当基金の目的や活動方針(以下「当基金の趣旨」)に賛同する特定非営利活動法人をはじめとする非営利の団体等が行う、当基金の趣旨に合致する活動を指します。当基金は当該活動の実現に関して、本細則の定めに従い資金を拠出し、助成します。

### 3. プロジェクトの実施期間

2024年4月～2025年3月

※1年毎に実績を評価しプロジェクトの進捗や資金使途等を確認の上、次年度の継続可否を決定します。

### 4. 応募資格

NPO助成型は、当基金の中長期ビジョンの実現に繋がる下記の活動を推進できる団体が対象となります。

- (1) 脱炭素志向の開かれた地域循環社会づくりに貢献する活動を推進する団体

- (2) 森林保全・生態系などの自然環境保全活動や啓発活動を行う団体
- (3) 再生可能エネルギーの普及啓発に資する活動を行う団体
- (4) 特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、組織を備えた任意団体等、民間で非営利活動を行う団体
- (5) 主として政治・宗教活動を行わない団体
- (6) 反社会的勢力に関わりのない団体

## 5. 申請の際に必要な書類

申請に際しての必要書類は次の通りです。(2)～(9)の書類を提出できない申請者につきましては、それに準じる書類をご提出願います。なお、提出書類は返却しませんので、ご了承下さい。

※継続プロジェクトの場合は、(2)～(4)及び(9)は更新や変更があった場合のみご提出下さい。一つの団体で複数のプロジェクトを実施する場合、(1)は申請するプロジェクト数に応じて作成(1プロジェクトごとに1部ずつ作成)、(2)～(9)は、1団体につき1部をご用意下さい。

### (1) プロジェクト申請書類

「2023年度COSMOエコ基金プロジェクト申請書」

※申請書には、複数年間の計画に基づいた申請プロジェクトの場合は3年先までの継続性を示す全体活動計画と当年度の活動内容、単年度計画の申請プロジェクトの場合は1年間の継続性を示す全体活動計画と活動内容を記載して下さい。なお、詳細の資料を追加したい場合は自由書式にて添付して下さい。

- (2) 申請団体会則(定款)
- (3) 役員名簿
- (4) 設立趣意書
- (5) 前年度事業報告書
- (6) 監査報告書と前年度会計報告書
- (7) 本年度事業計画書
- (8) 本年度収支予算書
- (9) 団体の活動告知物(パンフレット等)

## 6. 提出方法

COSMOエコ基金ホームページをご確認の上、所定の場所からご提出下さい。

<https://cosmoeco.form.kintoneapp.com/public/form2024>

ホームページからのご提出が難しい団体に限り、郵送でのご提出も可能です。申請締切日までに必要な書類をお纏めの上、以下住所へご郵送下さい。

〒105-8302 東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビル  
コスモエネルギーホールディングス株式会社  
コーポレートコミュニケーション部広報グループ  
COSMOエコ基金事務局

## 7. 申請締切日

2023年12月10日(日)

## 8. プロジェクトの決定および通知方法

申請者から提出された「5. 申請の際に必要な書類」を「9. 審査のポイント」により事務局が精査し、2024年2月～3月に開催する当基金総会にて実施プロジェクト及び助成金額を決定します。

なお、決定に際しては、当基金の評議員等にプロジェクト内容や資金の妥当性などに関する意見を求め、参考にします。

実施プロジェクトの決定後、各申請者に対して事務局から「COSMOエコ基金プロジェクト決定通知書」(以下、「決定通知書」という)を2部送付します。

決定通知書には下記が記載されます。

ア. プロジェクト名

イ. 実施者名

ウ. 決定金額

エ. 活動計画

(申請金額と助成決定金額が異なる場合のみ、活動計画書の再提出を依頼)

オ. 活動資金支払予定

決定通知書を受領された際には内容を確認のうえ、確認欄に署名及び捺印し、うち1部を事務局にご返送下さい。これをもって、決定通知書の通知内容について申請者及び当基金の間で合意が成立したものとします。

また下記同封物もお送りいたしますので、決定通知書とあわせてご返送下さい。

<同封物>

(1)「COSMOエコ基金個人情報取扱契約書」

(以下「個人情報取扱契約書」という)

(2)「COSMOエコ基金プロジェクトへの第三者参加時の安全基準」

(以下「第三者参加時の安全基準」という)

(3) 反社会勢力排除に関する誓約書

## 9. 審査のポイント

審査のポイントは以下の通りです。

(1) 実現可能性

活動内容、課題、目標、予算が明確かつ具体的であるか。

(2) 一貫性・妥当性

活動内容、課題、目標、予算に一貫性があり妥当であるか。

(3) 共感性・社会性

解決したい課題、活動内容が社会の共感を呼ぶものであり、かつ地域社会を巻

き込んだ活動であるか。

(4) 持続可能性・自立性

プロジェクト実施期間終了後の姿が明確にイメージされており、団体として自立できるものであるか。

10. 活動資金の拠出範囲

当基金は、プロジェクト実施に必要と判断される次の(1)～(12)の費用を、活動資金として拠出します。申請の際には、これらの費用項目に従い収支計画書を作成して下さい。申請プロジェクトの活動に関連しない費用は対象となりません。なお、金額についてはすべて税込にて作成をお願いします。

(1)～(11)の費用には原則として精算時には全て領収書(コピー可)の提出が必要です。領収書は可能な限り明細を明らかにし、領収書のみでは内容・使用目的が明確でない場合は補足説明を追記いただきます。また、複数の費用項目を合算することはできません。

(1) 人件費

プロジェクトの運営に直接関わる人件費。

例) プロジェクトを担当する常勤・非常勤職員の人件費、活動補助者(パート、アルバイト)の人件費

※以下のガイドラインに基づき、団体の専従職員の人件費については、当該プロジェクトの業務にかかる時間・内容を記載のうえ、該当する費用のみを拠出します。但し、団体全体の業務を管理する管理部門の人件費は対象としません。(管理費の枠内でご調整下さい。)

人件費合計の上限は、原則、活動資金全体の30%とします。

<人件費に関するガイドライン>

①常勤・非常勤職員の人件費:

1人あたり上限 10,000円/日、200,000円/月

②活動補助者の人件費:

1人あたり上限1,200円/時、160,000円/月

(2) 諸謝金

プロジェクトの活動に協力を得る外部専門家への謝金。

例) 講演料、指導料、調査費用、原稿料等

1人あたり上限:50,000円/日

(3) 旅費交通費(国内出張旅費及び海外出張旅費)

プロジェクトの活動を実施するために必要な移動及び滞在にかかる費用。

例) 車両ガソリン代(1kmあたりの単価と距離を明記)、航空運賃、公共交通機関運賃(区間と料金を明記)、有料道路料金、レンタカー代、宿泊費等

※車両ガソリン代については、コスモ石油マーケティング株式会社の特約店が運営するSSにてエコカードでガソリン、軽油を給油した場合には、給油単価より1Lあたり5円引きで給油したものとして精算します。但し、上限は100L/月とします。)

この制度を利用する場合は、当該エコカードで給油したことが証明できる領収書と、燃料費特別補助明細書の提出を必須とします。また、事務局が当該エコカードの確認要請をする場合がありますので、その際にご提示をお願いします。

(4) 機材・備品費

プロジェクトの活動を実施する上で必要な機材や備品の購入またはレンタルにかかる費用。

例) 作業用機材代、資材購入費、苗木代、作業服代、機材用燃料費等

※活動目的のための妥当性を判断するうえで、10万円を超える支出については見積書、30万円を超える支出については相見積りの上、見積書をご提出下さい。

(5) 業務委託費

団体外部の専門性を必要とする業務を委託する費用。

例) 伐採作業費用、研究調査費用等

※委託先が業者(法人)の場合は、10万円を超える支出については見積書、30万円を超える支出については相見積りの上、見積書をご提出下さい。

個人・団体の場合は、精算時に業務内容と期間、成果物等を記載した業務委託契約書または覚書を交わしコピーをご提出下さい。

印刷製本費、広報費に関わる業務委託は、(7)印刷製本費、(8)広報費で計上して下さい。

(6) 会議費

プロジェクトの活動に関する会議や打合せに関連する経費。

例) 会場使用料、会場機材レンタル料、飲料代(酒類は除く)、勉強会参加費等

(7) 印刷製本費

プロジェクトの活動で使用する資料や報告書、成果物の制作にかかる印刷費用

例) コピー代、印刷代、製本代、ポスター・チラシ制作代等

(8) 広報費

プロジェクトの活動報告のため基金事務局に提出する写真および動画、その他活動の広報のために必要とする費用。

例) 写真撮影費、動画制作費、広告費、ホームページ制作費、SNSアカウント運用等

※委託先が業者(法人)の場合は、10万円を超える支出については見積書をご

提出下さい。30万円を超える支出については相見積りの上、見積書をご提出下さい。

個人・団体の場合は、精算時に業務内容と期間、成果物等を記載した業務委託契約書または覚書を交わしコピーをご提出下さい。

(9) 通信運搬費

プロジェクトの活動で使用する通信運搬に関する費用。

例) はがき・切手代、郵送料、宅配便代等

※団体全体で使用する通信費は(12)管理費の範囲とします。

(10) 消耗品費

プロジェクトの活動のために使用する消耗品の購入費用。

例) 文具用品代、用紙代、データ保存用電子媒体代、電池代等

(11) 雑費

プロジェクトの活動実施に伴い発生する(1)～(10)に該当しない経費。

例) ボランティア保険料、旅行保険料、手数料、査証代等

(12) 管理費

申請団体の事務局経費につき、当該プロジェクトの運営上必要な管理部門の経費(通信費用、事務所賃料、経理など管理部門の人件費等)として、プロジェクト費用のうち上記(4)～(8)の費用総額の10%を上限に計上を認めます。

## 11. 活動の報告

(1) プロジェクトの実施期間中には、プロジェクトの活動状況が確認できる下記の文書、写真、動画を原則として年2回(原則9月および2月頃)、ご提出下さい。

ア. 活動報告書

イ. 活動の写真・動画のデータ

提出資料は、当基金活動報告書、コスモエネルギーグループが行う環境啓発活動、PR活動、およびプロジェクトのフォローと評価等に使用します。

事務局に提出する静止画及び動画等については、次の点にご留意下さい。

ア. 資料の権利は上記目的のために使用することから、当基金の帰属とします。

イ. 写真・動画はコスモエネルギーホールディングスの各種PR(広告/ホームページ/SNS等)に使用されることを前提に、ご提出下さい。著作権やプライバシーの侵害等にあたらないよう特に次の点を確認の上、ご提出下さい。

① 被写体に人物が含まれている場合は、事前にその方の承諾を得るなど、肖像権の侵害等が生じないようにご留意下さい。被写体が未成年の場合は、保護者の承諾を得て下さい。

② 神社・仏閣、商業施設などが写り込んでいる場合も、著作権の保護対象の場合がありますので、事前に許可を得たうえでご提出下さい。

③ 第三者が撮影した写真や動画、またそれを素材にして加工や合成をしま



すと、著作権等知的財産権の侵害にあたる場合がありますので、事前に権利者の許諾を得た上で、ご提出下さい。

- (2) その他、報告方法は、助成決定後に配布される「プロジェクト実施の手引き」に詳述していますので、確認の上、ご提出下さい。なお、原則として国内のプロジェクトは年1回、海外のプロジェクトは、現地視察もしくはそれに代替する形で視察を行いますのでご協力下さい。
- (3) 「12. 活動資金の支払い」に記載の書類も併せてご提出下さい。
- (4) 当基金の助成を受けて作成した成果物には、助成を受けた旨とロゴを必ず表示して下さい。表示方法の詳細は「プロジェクト実施の手引き」をご確認下さい。

## 12. 活動資金の支払い

- (1) プロジェクトの申請者は、原則として、中間報告(10月頃)、期末報告(2月頃)が必要です。「11. 活動の報告」の報告資料と共に、次の書類を事務局にご郵送下さい。なお、3月分の精算は基本的にできませんが、必要な場合は事務局へご相談下さい。
  - ア. 代表者が捺印した請求書
  - イ. 会計責任者が捺印した、支払費用項目内容が明確に分かる明細書(会計報告書)
  - ウ. 領収書(コピー可)
- (2) 事務局は、プロジェクトの申請者から提出された上記(1)ア～ウの書類、及び「11. 活動の報告」の報告資料と、申請時に提出された「5. 申請の際に必要な書類」の提出資料を照合して、「10. 活動資金の拠出範囲」に基づき、費用項目及び金額の妥当性を判断します。
- (3) 事務局は、上記(2)においてプロジェクトの活動資金として当基金から拠出することが妥当であると判断した費用を、当基金総会で決定した助成金額の範囲内で申請された指定口座へ振り込みます。
- (4) 支払は原則10～11月頃および3月頃を予定しています。  
別途契約書等にて定めた場合は、所定の期日に支払いとなります。

## 13. プロジェクトのフォロー及び評価

- (1) 事務局による評価  
事務局は、申請者が原則として年2回提出する「11. 活動の報告」の報告資料及び「12. 活動資金の支払い」(1)の書類を基本材料に、必要に応じ申請者へのヒアリングを行い、プロジェクトが所期の目的を達成していること、活動資金が所期の目的に従い有効に活用されたこと、3カ年プロジェクトの場合は当年度の活動が3カ年計画の目標を達成していること等を随時確認し、年度末には次年度継続の検討材料とします。

- (2)事務局による評価のほかに、当基金の運営の客観性及び健全性を担保する目的で、当基金の評議員等に意見を求めることがあります。
- (3)前二号の評価の他に次のいずれかに該当する場合、期中であっても事務局の判断によりプロジェクトの継続を停止します。
- ア. 実施団体のやむを得ない事情により継続困難になった場合
  - イ. プロジェクトの申請について、不正の事実があった場合
  - ウ. 申請者が助成金を活動以外の用途に使用した場合
  - エ. 活動の遂行が本プロジェクトの内容に違反していると認められる場合
  - オ. 活動報告書等の提出が当基金が定める提出期限より3か月以上遅れた場合
  - カ. 活動報告の内容に知的財産権の侵害行為があった場合
  - キ. その他、本プロジェクトの決定内容またはこれに付した条件に違反した場合

#### 14. 活動計画および予算の変更

活動計画および予算を変更せざるを得ない場合は、事務局にご相談下さい。別途「プロジェクト実施の手引き」にて規定する必要書類をご用意いただいた上で、事務局が活動の目的を達成するうえで妥当な変更であると判断した場合には、総額予算を超えない範囲で、変更案の承認手続きを行います。

#### 15. 個人情報取扱契約書への署名

実施プロジェクトの申請者には、決定通知書とともに個人情報保護の徹底を目的とする「個人情報取扱契約書」を2部送付しますので、署名及び捺印のうえ1部を事務局へご提出下さい。これをもって、当該契約書内容について申請者及び当基金の間で合意が成立したものとします。

#### 16. 安全基準の遵守

実施プロジェクトの申請者は、第三者の参加を伴うプロジェクトを実施する場合は、「COSMOエコ基金プロジェクトへの第三者参加時の安全基準」を遵守して下さい。決定通知書と同封の「第三者参加時の安全基準」に署名及び捺印の上、返送いただくことにより、申請者は当該安全基準の遵守を承諾したものとします。

#### 17. 安全保障輸出管理の徹底

実施プロジェクトの申請者は、国際的な平和及び安全維持の観点から、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規(以下「外為法等」という)を遵守して下さい。外為法等により規制されている貨物の輸出、もしくは技術の提供を行う場合には、外為法等により規制されている地域へは輸出しない、もしくは技術を提供しないか、又は経済産業省にご確認頂いた上で輸出、もしくは技術を提供して下さい。また、輸出関連書類は、7年間保存して下さい。

署名及び捺印にした決定通知書の返送をもって、申請者は当該安全保障輸出の徹底を承諾したものとします。

#### 18. 反社会勢力排除に関する誓約書

当基金は、反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの応募は受け付けません。

本件は、応募時の条件であるとともに、プロジェクトの申請者は決定通知書と同封の「暴力団排除に関する誓約書」に署名捺印の上、事務局にご提出下さい。これをもって、当該内容について申請者の合意が成立したものとします。

#### 19. 想定を上回る急激な会員減少等が発生した場合

会員からの寄付金及びコスモエネルギーグループからの拠出金が見込めない場合や全体方針に変更がある場合等、前年度から活動費用を減額する場合があります。その際には予算総会(2~3月頃)前までに事前にご連絡を致します。

また、期中であっても、決定金額の減額を行う場合がございますので、ご了承下さい。

#### 20. 運営協力について

当基金は、約62,000人(2023年9月実績)のCOSMOエコ会員からの寄付金を得て運営しています。今後、会員の皆さまやパートナー団体の皆さまとの繋がりを一層大切に育てながら、基金の枠を超え共創出来る関係を強化、活動を更に広げていくことで、認知、理解、共感の輪を広げていきたいと考えております。事務局運営のご理解、ご協力頂きたく、どうぞよろしくお願いいたします。

以上